

ロビイスト

- A. [概要](#)
- B. [適用性](#)
- C. [定義](#)
- D. [ポリシー](#)
- E. [責任](#)

[付属書類 1 - 定義](#)

[付属書類 2 - 手続](#)

[付属書類 3 - デューデリジェンス、モニタリング、及び研修](#)

[付属書類 4 - 申請覚書](#)

[付属書類 5 - 承認](#)

[付属書類 6 - ロビイスト契約](#)

A. 概要

世の中に認められる代行、並びに、反競争的及び腐敗行為の禁止を含めた会社の営業方針及び適用法への徹底遵守を確実にするために、すべてのロビイストを注意深く選定、審査、監視し、効果的に管理しなければなりません。

B. 適用性

本ポリシーは、世界中の United Technologies Corporation、その事業単位、子会社、部署、及びその他の被支配事業体及び営業（以下「**営業単位**」）、並びにその取締役、役員及び従業員（以下、総称して「**UTC**」）に適用されます。**販売代理店及び非従業員販売代理人**の選定、審査、保持及び監視（**米国政府マーケティング**又は**米国政府販売**を提供するために行われるそれらを含む）は、[CPM 48E：販売代理店及び非従業員販売代理人](#)により管理されます。

C. 定義

「**コーポレート**」とは、**UTC** コーポレート・オフィスをいい、「**事業単位**」又は「**BU**」とは、Otis Elevator Company、Pratt & Whitney、UTC Climate, Controls & Security、UTC Building and Industrial Systems、及び United Technologies Research Center をいいます。「**CPM**」とは、コーポレート・ポリシー・マニュアルをいいます。その他の**太字**の用語は、[付属書類 1](#)において定義されます。

D. ポリシー

すべての**ロビイスト**は、いかなる方法によっても、**UTC** による又はこれに代わって行う**賄賂**を許可、提案、約束する、渡す又はその他の方法で促すことを断固として避けるよう要求されます。**UTC**は、これに従うことができない、又は従う意思のない**ロビイスト**候補を雇うことなく、また、そのような既存**ロビイスト**との契約を解除しなければなりません。**ロビイスト**は、[付属書類 2](#)に従い、選定、審査、保持、監視及び管理されます。¹

E. 責任²

1. **SVP GGR** 及び **BU** チーフ・エグゼクティブ。シニア・バイス・プレジデント、グローバル・ガバメント・リレーションズ（以下「**SVP GGR**」）及び **BU** チーフエグゼクティブは、**GGR** 及び **BU** による本ポリシー（[添付 2](#)を含む）の履行及び遵守に対する責任を負います。
2. **スポンサー**。**営業単位**レベルのチーフエグゼクティブは、各**ロビイスト**に対し、各ケースにおいて本ポリシーの字義と精神の厳守を確実にするために、その立候補資格（新規または更新にかかわらず）を保証し、かつ、その業務を監視することに最終的な履行及び結果責任を負う従業員（以下「**スポンサー**」）を指名します。**スポンサー**は、評判のいい販売及び本ポリシーの徹底遵守に関する直接情報に基づいて証明する、**ロビイスト**の活動にもっとも近いところでつながっている最低でも**営業単位**のマネージャーレベルの従業員です。

¹ コーポレート・バイス・プレジデント、グローバル倫理及びコンプライアンス（**CVP GEC**）が、本ポリシー及び[CPM 48：腐敗行為防止](#)の遵守を確実にするために必要とみなされる通りに、[付属書類 1 から 6](#)を規定及び修正する権限を与えられています。

² [CPM 48：腐敗行為防止](#)に定める責任に追加して。

付属書類 1：定義

関連会社とは、次の事業体をいいます：

- 言及された事業体に対し支配権を行使する事業体；又は
- 言及された事業体が支配権を行使する事業体；又は
- 言及された事業体とともに、他の事業体の共通の支配のもとに存在する事業体

会計帳簿は、[CPM 48：腐敗行為防止](#)において定義されます。

支配権は、直接又は間接的に、次のことを行う権利をいいます。

- 事業体の運営組織メンバーを任命する権利を持つ、事業体の議決権の過半数を行使する権利、又は
- 議決権の所有を通して、契約による、又はその他の方法によるかにかかわらず、事業体の日々の経営的意思決定を指示する、又は指示させる権利。

賄賂は、[CPM 48：腐敗行為防止](#)において定義されます。

顧客とは、UTC 製品若しくはサービスを購入及び使用、又は消費する第三者をいいます。

販売代理店は、[CPM 48E：販売代理店及び非従業員販売代理人](#)において定義されます。

事業体とは、営利目的か否かにかかわらず、コーポレーション、有限責任会社、パートナーシップ、個人事業、トラスト、又は同様の企業体をいいます。

政府とは、次のもののいずれかをいいます。

- 国、地方、市、又は地方自治体レベルにかかわらず、国内外政府、
- 政府航空局（GAA）、
- 政府が所有又は運営するエアライン、
- 政府に代わって公的な立場で業務を行う事業体、
- 政府が支配権を行使する事業体、会社又は事業、
- 政党、
- 公的国際機関（例えば、国連、世界銀行、世界貿易機関、国際民間航空機関など）、又は
- 上記いずれかの部門、局、下位組織又は政府機関。

政府航空局（GAA）は、[CPM 48B：第三者旅費提供](#)において定義されます。

政府職員とは、政府の課長、係長若しくは従業員（投票により選ばれたか、任命されたかにかかわらず）、又はそれらの地位の候補者をいいます。

個人サービス・ベンダーは、[CPM 48C：現職及び元政府職員並びにその親族の採用及び保持](#)において定義されます。

ロビイストとは、次のもののいずれかをいいます。

- 法案、規制関係若しくは政策課題、又はそれらのプログラム（米国連邦政府の許可若しくはライセンスの交渉、授与又は管理を含む）についての主張を行う目的で UTC により又はこれに代わって行われる、政府若しくは政府職員、又はそれらの関連会社若しくは関連当事者との接触又はコミュニケーションをいい、下記の者との接触又はコミュニケーションを含みますが、これに制限されないものであります。
 - 米国議会の議員又は職員、
 - 大統領、副大統領、又は米国行政部門の政治任用官、
 - 米軍のジェネラル・オフィサー又はフラッグ・オフィサー、
 - 法律、規制、条約、政策又はプログラム（許可又はライセンスの交渉、授与又は管理を含む）に関する米国州／地方政府の立法府又は機関。

- 米国（連邦、州／地方）又は非米国の法令に基づき、ロビー活動又はロビイストという定義の中に該当するその他の活動。そのような活動を行う個人又は会社は、当該法令に従い義務（例えば、登録、報告など）を遂行することが期待されます。

これを判断する要素となるものは、その個人又は会社の地位又は所属ではなく、行われた接触、コミュニケーション、及び活動の性質であり、**ロビイスト以外のベンダー**が、前記の1つ又はそれ以上の活動を行った場合でも、**ロビー活動**に従事したとみなされる可能性があります。

ロビイストとは、**ロビー活動**を提供するために **UTC** により選定又は保持された既存**ベンダー**又はその候補をいいます。

重大な変更とは、**ロビイスト**に関する、次の変更をいいます。

- **支配権**、
- **所有権**、
- **コーポレート**により以前に承認された**ロビイスト契約**の修正で、以前に承認されたものから、コンプライアンス・リスク又は報酬のいずれかを増加させるもの、又は
- **営業単位**リーガル・カウンスルの意見において、コンプライアンス・リスクを顕著に増加させるその他の事実若しくは状況。

非従業員販売代理人又は **NSR** は、[CPM 48E：販売代理店及び非従業員販売代理人](#)において定義されます。

関連当事者とは、

- 個人に関しては、両親、兄弟姉妹、配偶者、叔父、叔母、甥及び姪を含むが、これに制限されない当該個人の近親者又は親戚をいい、
- 事業体に関しては、事業体の関連会社をいいます。

スポンサー旅費は、[CPM 48B：第三者旅費提供](#)において定義されます。

第三者とは、

- 個人に関しては、UTC 又は UTC **関連会社**の従業員ではない個人をいい、
- **事業体**に関しては、UTC 又は UTC **関連会社**ではない**事業体**をいいます。（明確にするために記すと、本ポリシーの目的上、合弁会社パートナー及び**ベンダー**、並びにそれらそれぞれの**関連会社**は、**第三者**となります。）

不当な競争優位性とは、米国連邦又は米国州／地方**政府契約**の入札を争っているコントラクターが次の情報を所有していることを言います。

- 当該**政府**の役人若しくは代表者から無許可で取得した専有情報、又は
- 契約に関係するが、競合会社すべてに対して入手可能となっていない供給業者選定情報で、当該情報により、そのコントラクターが当該契約を取得する助けとなる場合。

米国連邦政府職員は、[CPM 48C：現職及び元政府職員並びにその親族の採用及び保持](#)において定義されます。

ベンダーとは、**UTC** に対して原材料又はサービスを提供する、既存又は見込みの**第三者**コントラクター又はサプライヤーをいいます。

付属書類 2 : 手続

A. 選定

1. **GGR** は、**BU** 対政府関係担当者と協議の上、いつ及びなぜ、**UTC** 従業員よりも、又は、これに加えてロビイストを利用する必要があるのか、又は、それが有利かを判断する責任を負います。肯定的な決定には、ロビイスト候補（以下「候補者」）に対する客観的基準（例えば、資格、能力、達成基準、作業記述書など）が具体的に示されなければなりません。候補者が特定されたとき、スポンサーは、アプリケーション・パッケージに組み込むために、候補者がそれらの基準をどのように及びなぜ満たすのかを説明する詳細な事業上の正当性記述を作成しなければなりません。
2. 個人サービス・ベンダー及び現行の政府職員（米国連邦政府職員を含む）、又は現行の政府職員（米国連邦政府職員を含む）の関連当事者である候補者を保持するための事前の話し合いを行う前に、その要求している営業単位は、[CPM 48C : 現職及び元政府職員並びにその親族の採用及び保持](#)の要件に遵守しなければなりません。³

B. 審査（デューディリジェンス）

1. 営業単位リーガル・カウンセル（又は、販売及びマーケティング組織から独立したその被指名人）は、すべての候補者を、その資格、能力及び誠実さを証明するために審査し、その結果を[付属書類 3](#)の項目 1 から 10 で構成するデューディリジェンス・ファイル（以下「デューディリジェンス・ファイル」）にまとめます。デューディリジェンスの性質及び範囲には、提案された手数料の構造及び大きさ、提供されるサービスの種類により示される相対危険度、並びに、サービスが実施される管轄区域又はセグメントにおける反競争的、腐敗、その他非倫理的若しくは非透明な行為の固有リスクを反映しなければなりません。[付属書類 3](#)は、すべての候補者に対するデューディリジェンス最低必要条件を定めています。
2. 営業単位リーガル・カウンセルはまた、米国連邦政府に関するロビー活動のための提案された雇用契約が：(a) [連邦政府調達規則](#)（「FAR」）3.104、「バード修正条項（Byrd Amendment）」（FAR 3.8 により施行）により施行された連邦調達保険事務所（Office of Federal Procurement Policy）（「OFPP」）の「調達公正性（procurement integrity）」の要件を満たして、(b) [ロビー公開法（Lobbying Disclosure Act）](#)に基づく関連登録及び報告要件に合致しており、かつ、(c) いかなる不当な競争優位性⁴（[FAR 9.5](#)）も **UTC** に授与していないことを確実にしなければなりません。米国州／地方政府に関連するロビー活動に対し、営業単位リーガル・カウンセルは、同様の規制又は要件が適用されるかどうかを判断します。

C. 承認

1. すべての承認要求は、デューディリジェンス・ファイル、事前要求承認、及び[付属書類 4](#)に定める完全に履行された覚書（以下「申請覚書」）からなるアプリケーション・パッケージ（以下「アプリケーション・パッケージ」）によりサポートされます。[付属書類 5](#)には、ロビイストのための最低限の承認要件を定めています。
2. すべてのアプリケーション・パッケージ及び承認は：(1) 全般的にはロビイストの、詳細には候補者の使用に対して、事業上の正当性が存在し、(2) 候補者は、必要資格、能力、及び誠実さを有し、規定の

³ [CPM 48C](#) に従った回転ドア排除の代わりに、営業単位は、適用回転ドア法令の遵守に関して、個人サービス・ベンダーではない候補者から表明及び保証を取得しなければなりません。（[付属書類 6](#) 参照）

⁴ 不当な競争優位性のリスクは、現職又は元米国連邦政府職員従業員、又は米国州若しくは地方／地方自治体政府職員を雇用して、他者（米国連邦又は州／地方政府を含む）に対するそれら職員の業務が専有又は供給業者選定情報へのアクセスを提供する可能性がある場合に、典型的に発生します。

性能要件を満たしている、又は将来的に満たすだろうと思われる、(3) **候補者**の保持が：(a) **UTC** に **不当な競争優位性**を授与することなく、及び (b) 適用される調達及び登録要件を遵守している、並びに (4) **候補者**は、反競争的及び腐敗行為の禁止を含めた、**ロビイスト契約**、**UTC** ポリシー、及び適用法を厳守する意思があり、それが可能であるということの論理的な判断を支持するための十分な根拠を示さなければなりません。

3. **ロビイスト**が **UTC** の代表を務めている間に行う特定の活動に対し、追加的な事前承認が要求されます。
(**CPM 5 : 対政府関係**、付属書類 2、セクション C1 を参照。)

D. 保持

1. 承認が出された各**候補者**に対し、**営業単位**リーガル・カウンセラー（又は、販売及びマーケティング組織から独立しているそれらの被指名人）は：(a) スポンサーの事業上の正当性記述及び**アプリケーション・パッケージ**に一致する業務範囲、達成基準、報酬及び支払条件を組み込んだ**付属書類 6**（「**ロビイスト契約**」）に合わせた又は実質的に同様の書面合意を**候補者**に提供し、かつ、(b) **候補者**に対し、(i) **UTC** の提示は、すべての必要な **UTC** 社内承認及び完全履行済み**ロビイスト契約**の受領を条件とするものであり、(ii) いかなる前金も発生する又は支払われることなく、(iii) 履行された**ロビイスト契約**により明示的に規定されない限り、いかなる支払又は義務も履行されることなく、かつ、(iv) **候補者**は、履行された**ロビイスト契約**及び本ポリシーを厳守しなければならず、それへの違反があった場合、**UTC**は、当該**契約**の解除を含めたすべての適切な法的措置をとるとする旨を書面で通知します。
2. いかなる**ロビイスト**も、(a) 本ポリシーに必要とされるすべてのデューディリジェンス及び承認を完了及び取得し、かつ、(b) **営業単位**及び**ロビイスト**が、正当に権限を与えられた**ロビイスト契約**を完全に履行しない限り、及びこれをするまで、決して **UTC** の提示を開始又は報酬を受領してはいけません。
3. **期間満了となるロビイスト契約**の更新（セクション H を参照）が承認された**ロビイスト**は、セクション D に従い保持されます。

E. 報酬

ロビイストの報酬は、実施されたサービスに対する固定価格、又は 1 日若しくは 1 時間あたりの固定請求料率の形態となります。この方法が実行不可能又は不相当である場合は、妥当な月額依頼料を使用することができます。前渡し金、不確定若しくは成功報酬型料金体系、及びインセンティブ報酬は、禁じられています。調達する**営業単位**が**ロビイスト**に発生した経費（以下「**経費**」）を償還することを選択する場合、**ロビイスト**がその原価を回収する完全なリスクを負っていないことを反映するために固定価格又は依頼料を減額しなければなりません。**経費**の償還は、**UTC** の代表業務に直接関係する、類似した立場にある **UTC** 従業員に償還される費用と性質及び金額において同等であり、**ロビイスト**に実際に発生した合法的な通常業務による支出（及び、依頼料が提供される場合は、臨時業務支出）に厳格に制限されなければなりません。

F. 支払、及び、許可可能性／割当可能性

1. **ロビイスト**は、(a) **ロビイスト**が依頼料を提供される場合でも、実際に実施されたサービス、⁵ (b) 当該サービスを実施した個人又は**事業体**、(c) 実施期間、及び (d) 当該契約に基づき支払うべき**経費**を、信頼のおける領収書を伴い、合理的な詳細さで正確に記載した仕切書を提出しなければなりません。

⁵ 委員会の出席記録及び報告が、諮問機関又は委員会のメンバーとして従事する**ロビイスト**には十分な証拠書類となります。

2. 支払は、当該仕切書が前記の要件を満たしている、かつ、請求された当該活動及び支払が**ロビイスト契約**により明示的に承認されている場合のみ許可されます。いかなる状況においても、**ロビイスト契約**により承認されていない、又は**賄賂支払**となる若しくはそのように見える支払が行われるべきではありません。
3. すべての支払は、(a) **コーポレート・コントローラー・オフィス**／被指名人（**コーポレート**／**UTIO**により履行された**ロビイスト契約**の場合）により、又は、**営業単位**の本部財務部門（委任権のない）
4. (**BUs**により履行された**ロビイスト契約**の場合）により承認及び履行又はそのいずれかが行われ、(b) (**CVP GEC**により承認される例外がないときには) 排他的に、**ロビイスト**設定の管轄区域において、承認された**ロビイスト**の名前で登録された銀行口座に電信により行われ、かつ、(c) **営業単位**の**会計帳簿**に直ちに、及び正確に記録されなければなりません。
5. 調達している**営業単位**は、米国連邦**政府**費用許可可能規則に基づき、当該費用の許可可能性及び割当可能性を決定するために、支払のために提出された請求書及び**経費**を調査します。**ロビイスト**に対して支払われる手数料及び**経費**は、**営業単位**の政府会計スタッフ又は **UTC** アシスタント・コントローラー政府会計 (**UTC Assistant Controller-Government Accounting**) の事前承認なしに、米国連邦**政府**に直接又は間接的にも請求されることはありません。

G. モニタリング及び研修

営業単位は、本ポリシーの字義と精神の厳守を確実にするために十分な、すべての**ロビイスト**のモニタリング及び研修を行います。モニタリング及び研修の性質及び範囲は、**ロビイスト**により示される固有リスクを反映し、**スポンサー**は、要求されるモニタリング及び研修が完了していることを確実にする、最終的な履行及び結果責任を負います。モニタリング義務の一部として、**スポンサー**は、**スポンサー**が直接情報に基づいて証明を行えるだけの定期的なペースで、次のうちの1つかそれ以上の事項に個人的に従事しなければなりません。**ロビイスト**の営業所訪問、行動規範又は関連ポリシーの点検、そのマネジメント及びスタッフとのコミュニケーション及び面談、そのスタッフに同伴して**第三者**への訪問、又は当該**ロビイスト**との交流を持つ**第三者**と話す。[付属書類 3](#)は、**ロビイスト**及び**スポンサー**に対するモニタリング及び研修の最低必要条件を定めています。

H. 更新承認

ロビイストに対する承認は、最長2年の間隔で更新されなければならない。**営業単位**リーガル・カウンスラーは、事業上の正当性及び性能が更新を保証する、更新承認が進行中である、及びデューディリジェンスについて重大な違反の結果を現していないという判断を**営業単位**が下すことを条件として、1度の3ヶ月の延長を付与することができます。既存**ロビイスト**に対する更新手続を開始する前に、要求している**営業単位**は、事業上の正当性及び性能評価を行い、セクション I に従い、もはや正当性がないとみなされるそれらの**ロビイスト**の契約を終了しなければなりません。要求している**営業単位**により事業上の正当性が存続すると判断された更新に対する、要求されるデューディリジェンス及び承認の性質及びレベルは、**ロビイスト**により示されるリスク、及び**ロビイスト**、提案された業務範囲、若しくは**ロビイスト契約**の変更（もしあれば）の重要性が反映されなければなりません。[付属書類 3](#)及び[5](#)は、それぞれ、デューディリジェンス最低必要条件及び既存**ロビイスト**の更新のために要求される承認を定めています。更新が承認された**ロビイスト**は、セクション D に従い保有されます。

I. 解除

申請過程又は代表の期間中いつでも、**営業単位**リーガル・カウンスラー／被指名人が**候補者**又は**ロビイスト**がデューディリジェンス若しくはモニタリングに完全に協力していない、若しくは、今後、完全に協力しないだろう、又は、**ロビイスト契約**、**UTC** ポリシー又は適用法に完全に遵守していない、若しくは、今後、完全に遵守しないだろうと合理的に確信する場合、当該人は、適切な是正処置が取られることを請け負う **VP GEC**／被

指名人に書面で通知します。⁶ロビイストがコンプライアンスに関連する理由で解除される又は更新されない場合、**営業単位**は、**VP GEC**に即時に通知を行わなければなりません。

J. 買収統合

業務内容上、又はその名前により、**ロビイスト**と定義される 1 社又はそれ以上の**第三者**との関係又は契約を有する会社の買収を行った際は、取得 **BU** は、そのような**第三者**の名前と契約を取得します。実行可能な限り速やかに、及び、**VP GEC**/被指名人からの延長がないときには、取得 **BU** は、すべてのそのような**第三者**が買収締結後 6 か月以内にオンライン研修に登録し、かつ、当該締結後 12 か月以内に本ポリシーの条件に従い選定、審査、承認、保持、監視、研修、補償及び支払が行われ、これに不適合な契約は解約されることを確実にしなければなりません。**VP GEC**/被指名人は、取得された会社が **UTC** の及び**ロビイスト契約**に実質的に同等のポリシー、手順及び契約を有することについて、**VP GEC**/被指名人が満足できるだけの説明を **BU** が行った場合に、上記の期間を延長することができます。

K. 報告

1. スポンサーは、**ロビイスト**が **UTC** の代表に関係する米国（連邦及び州/地方）及び非米国政府の登録、開示及び報告義務に遵守していることを確実にする最終的な履行及び結果責任を負います（[CPM 5：対政府関係](#)、付属書類 2、セクション C3）。
2. [CPM 5：対政府関係](#)（付属書類 2、セクション C4 を参照）により要求される年次**ロビー活動報告**に加え、**GGR** 及び **BU**s は、**UTC** リスク及びコンプライアンス委員会（UTC Risk and Compliance Council）（[CPM 34：グローバル倫理及びコンプライアンス・プログラム](#)を参照）に対し、年 1 回、次の報告を行います。
 - (a) 基本的な**ロビイストデータ**（例えば、番号、種類、所在地、**営業単位**所属、報酬）、
 - (b) モニタリング若しくは研修プログラム若しくは計画（オンライン上及び対面）、
 - (c) **ロビイスト**に対する使用戦略、
 - (d) 本ポリシーの管理運営についての重要な問題、及び
 - (e) 委員会が要求するその他の事項。

L. 移行確認

各 **BU** は、本ポリシーの重要な変更のあった日から 3 か月以内に、承認のために、改定日時点で完全に遵守していない既存**ロビイスト**を本ポリシーに完全に遵守させるための包括的な計画を **CVP GEC** に提示しなければなりません。当該提示には、リスク増加を示している**ロビイスト**に対する促進計画を含みます。以前から存在する**ロビイスト**に関連するその他すべてのケースで、**BU**s は、本ポリシーのすべての要件に遵守することを保証する責任を負います。

⁶非協力及び非遵守の問題は、事案ごとに査定されなければなりません。候補者又は**ロビイスト**の解約を正当化する理由として、候補者又は**ロビイスト**による：(a)本ポリシー、**BU** 実施ポリシー、又は**ロビイスト契約**により要求される書類又は証明書を完成させる若しくは提供することの不履行又は拒絶、(b) 誤った又は不正確な情報の提供、(c) 要求される面談への参加、又は独立調査会社への協力を含む、デューディリジェンス活動への協力不履行又は拒絶、(d) 政府発行の監視リスト上で取引禁止又は制限当事者となること、(e)**UTC** 従業員との両立しない利益相反、又は、候補者又は**ロビイスト**が **UTC** を代表している取引における競合会社、顧客、政府、政府職員、又は意思決定者若しくは影響者との不適切な、禁止された、又は不透明な関係、(f)保持により **UTC** に不当な競争優位性を与えることになる、(g) 顧客、政府、又は政府職員により、特定の代表を要求されていること、(h)**ロビイスト**が **UTC** の承認された代理人であることを **UTC** が顧客、政府、又は政府職員に開示することへの反対、(i)腐敗又は反競争的行為の疑い（取り調べを含む）又は記録、(j) 個人又は会社の有罪判決、破産又は支払不能、(k) 不誠実、不正又は非倫理的取引の評判、(l) いずれかの管轄区域においてペルソナ・ノン・グラータとなっていること、(m)**ロビイスト契約**の不履行又は履行拒絶、(n) 合理的なモニタリング及び監査活動を受けることの拒絶、要求される報告の提供又は研修への出席の繰り返される不履行、**ロビイスト**が関わる犯罪の疑いにより発生する社内外調査への完全な協力の不履行、又は、(o)**ロビイスト契約**の違反を含みますが、これに制限されるものではありません。

付属書類 3: デューディリジェンス、モニタリング、及び研修

次の表は、オンボーディング（「A」）、期間中（「B」）及び更新の段階（「C」）の間に、要求されるデューディリジェンス、モニタリング及び研修の要件について定めるものです。

C.	17	重大な変更の場合、オンボード・デューディリジェンス 1-10
	16	重大な変更ではない場合、オンボード・デューディリジェンス 2-5、9、10
B.	15	年 1 回のインターネット検索
	14	年 1 回のスポンサー証明
	13	年 1 回のロピイスト証明
	12	年 1 回のロピイストオンライン研修
	11	毎月のロピイスト請求書
A.	10	営業単位リーガル・カウンセラー証明
	9	スポンサー証明
	8	独立調査会社の報告
	7	候補者面談
	6	スポンサー事業上の正当性記述
	5	インターネット検索
	4	元 UTC 従業員確認
	3	MK 拒否検索
	2	候補者証明
	1	候補者質問表

備考:

- 候補者が完成させ/履行する質問表で、候補者の、(a) 基本的会社/個人情報、(b) 所有者、(c) 関連会社、(d) 主要人員、(e) UTC が以前、雇っていた社長又は主要人員、(f) 認可/良好な資産状態/支払能力、(g) UTC/政府/政府職員/顧客との関係、(h) その他の関係/提携 (例えば、UTC 競合会社、事業者団体); (i) 倫理/コンプライアンス・プログラム若しくは行為、及び (j) 照会先を詳述するもの。候補者が回転ドア又は同様の規制対象であることが確認又は確信された、個人サービス・ベンダー、及び現職若しくは元米国連邦政府職員、又は現職若しくは元米州/地方若しくは非米国政府職員である場合、候補者は、[CPM48C: 現職及び元政府職員並びにその親族の採用及び保持](#)に従い「回転ドア」質問表も完了、履行する、
- 候補者が完成させ/履行する、候補者の質問表の正確性、[UTC サプライヤー行動規範](#)、適用される UTC ポリシー及び法律の理解、これに遵守するための能力/意思などの証明。候補者質問表の一部として組み込まれるかもしれない、
- 要求している営業単位リーガル・カウンセラー/被指名人による MK 拒否の検索。候補者、既知の関連会社、その社長/主要人員が政府発行の監視リスト上で取引禁止又は制限当事者となっていないことを確認する。
- 候補者質問表において、又はその他、元 UTC 従業員として特定された、候補者の社長又は主要人員について、営業単位リーガル・カウンセラー/被指名人による確認。ケース・マネジメント・システム又は従業員ファイルにおける、UTC 在任中に行われた違法行為及び会社ポリシー違反、又はそのいずれかの履歴を確認、
- 候補者、既知の関連会社、及び、その社長/主要人員の営業単位リーガル・カウンセラー/被指名人によるグーグル又は同等の検索（重大な変更がない場合、CLEAR 又は同等の検索）。候補者/社長についての著しく不利な情報がないことを確認、
- スポンサーが記載/履行する、営業単位の説明、選定プロセス/基準、業務範囲/性能基準、候補者を支持する理由、報酬の構造（概算総計及び取引ごと/永久の上限値を含む）などの、候補者の使用、及び提案された報酬に対する正当性。申請覚書 ([付属書類 5](#) を参照) に組み込まれるかもしれない、
- 要求している営業単位リーガル・カウンセラー/被指名人による、候補者の社長の面談。候補者の資格若しくは能力を確認し、候補者質問表、候補者認可/運営書類若しくは候補者証明の正確性を査定、
- 評判の良い (CVP GEC/被指名人 (s) により承認された) 独立調査会社による調査及び報告で、次の事項を含むもの: (a) 資格の検証 (基本会社/個人情報、所有権、関連会社、主要人員、許可/良好な資産状態/支払能力)、(b) データベース/メディア検索 (政府発行の監視リストを含む)、及び (c) 顧客、業界同業者、取締役、その他の独立ソース、及び候補者のスタッフの照会による資格/評判の査定、
- スポンサーが完成させ/履行する、事業上の正当性/報酬の記載の正確性、候補者との [UTC サプライヤー行動規範](#)、及び適用 UTC ポリシーの確認、デューディリジェンス・ファイルの確認、候補者が [UTC サプライヤー行動規範](#)、UTC ポリシー/適用法に遵守できない/その意思がないことを暗示する事実又は状況の不認知に対する証明。申請覚書 ([付属書類 5](#) を参照) に組み込まれるかもしれない、
- 要求している営業単位リーガル・カウンセラー/被指名人が完成させ/履行する、デューディリジェンス・ファイルの調査、候補者が [UTC サプライヤー行動規範](#)、及び UTC ポリシー/適用法に遵守できない/その意思がないことを暗示する状況の事実への不認知に対する証明。申請覚書 ([付属書類 5](#) を参照) に組み込まれるかもしれない、
- ロピイストの請求書が本ポリシーの [付属書類 2](#) セクション F の要件を満たしており、前月にロピイストが行った活動の詳細な一覧を添付、
- ロピイストが、GGR 及び要求している営業単位又はそのいずれかにより指定された必要な年次オンライン研修カリキュラムを完了していること、

-
13. ロビイストが完成させ／履行する、候補者質問表若しくはロビイスト契約の表明若しくは保証の継続的な正確さ（例えば、**重大な変更**がないこと）、及び [UTC サプライヤー行動規範](#)、UTC ポリシー、適用法、若しくはロビイスト契約の遵守の証明、
 14. 項目 13 と同様で、しかしスポンサーが完成させ／履行する、
 15. 項目 5 と同様。

付属書類 4 : 申請覚書

日付： []

宛先： UTCシニア・バイス・プレジデント、グローバル・ガバメント・リレーションズ
UTCコーポレート・バイス・プレジデント、グローバル倫理及びコンプライアンス

発信者： [スポンサー名]（以下「スポンサー」）
[要求している営業単位リーガル・カウンセル]（以下「営業単位リーガル・カウンセル」）

件名： アクション — 提案された[候補者フルネーム]とのロビイスト契約

要求される承認

1. 概要

[営業単位]は、[候補者フルネーム]（以下「候補者」）がロビイストとして[実施されるサービスの概要説明]の目的で[営業単位]を代表するために、CPM 48Dに従い、あなたの承認を要求します。

2. 協定案

[営業単位]は、次の主たる取引条件により、[UTC契約事業体]が候補者とロビイスト契約を締結するための承認を要求します。

主要条項	
サービス	[実施されるサービスの概要説明]
報酬	[構造及び金額の要約を記載。経費が償還されるかどうかを明示]
最大報酬	当該候補者が期間中に得るであろう最大報酬額]
期間	[例えば、「承認されたロビイスト契約の履行日からX年」]
標準外の条件	[すべての標準外条件を記載]

3. 承認

[要求/取得されるすべての営業単位承認を記載]

事業上の正当性

1. ロビイストに対する要件

[当該管轄区域又はセグメントで、UTC 従業員若しくは既存ロビイストよりも、又はこれに加えて、新たなロビイストを使用する必要性又はその利点は何か、及びこれが要求された候補者の特定の資格とどのように関係するのかを、提案されたロビイスト契約における作業範囲記述書、達成基準及び報告規定とともに、詳細に説明]

2. 候補者の特定及び選定

[潜在的な候補者を特定するために行われる市場調査の程度を記載。検討されるすべての候補者を特定し、そのそれぞれが UTC の必要性を満たす資格を有すると考えられるかどうか、もしそうでない場合は、その理由を明示。候補者についてその社長、所有権構造、全活動範囲、従業員、物理的所在地、収益、及び同様の事業情報を含む、詳細な記載、かつ、主要従業員の身分証明を含めて、候補者がどのように当該提案サービスを提供するのかを記載。特定された実施要件及び費用を実現するための最適な能力を含めた客観的基準に基づき、候補者が、なぜ選定されたかを説明。]

提案された報酬の合理性

[提案された報酬（ベース及び**経費**を含むすべての要素を含む）及び支払条件の概要を記載。提供される報酬の構造及びレベルが、**候補者**が提供すべき特定の価値、及びこれが負う事業上のリスクに関連して合理的である、かつ、腐敗リスクを最小限に抑える理由をできる限り詳細に説明。]

デューディリジェンス

[実施されるすべてのデューディリジェンスを記載][**候補者**が**個人サービス・ベンダー**及び**現職若しくは元政府職員（米国連邦政府職員を含む）**、又は**現職政府職員（米国連邦政府職員を含む）**の**関連当事者**である、又は当該人により支配されている場合、そのように示し、**CPM 48C：現職及び元政府職員並びにその親族の採用及び保持**への遵守を確実にするために行われる追加的審査を記載]。

ロビイスト契約

上記で開示するものを除き、候補者は、CPM 48Dの付属書類6に記載されるすべての規定を含み、提供される管轄区域及びサービスの性質に適切に適合されたロビイスト契約（以下「本契約」）を承諾しています。候補者は、そのロビイストに**CPM48：腐敗行為防止、ロビイスト契約及び適用法の要件**に遵守させ、かつ、UTCはそれらのいずれかに違反があった場合、ロビイスト契約の解除を含めた、すべての適切な法的措置をとるであろうというUTCの決意を通知されています。候補者はまた、あらゆる合意が最終契約書のすべての当事者によるすべての要求される承認及び署名の受領を条件とし、すべての承認及び最終契約締結に先行して、ロビイスト契約に基づくロビイストに対するいかなる支払も発生することなく、又は支払われることもなく、かつ、いかなる支払も、書面契約で提供されない限り、行われたい旨を通知されています。[標準外の条件、その他前記からの逸脱を詳細に説明及び正当化]

モニタリング及び研修

[要求している**営業単位責任当事者（スポンサーを含む）**が行うべきすべてのモニタリング、及び**候補者**に与えられるべき要求される研修を記載]

承認

本申請覚書を提出することにより、当該署名スポンサー及び営業単位リーガル・カウンセルのそれぞれは、提案された被任命者がセクション48若しくは適用法に違反若しくは矛盾していることを暗示するようないかなる事実又は状況も認知しておらず、かつ、スポンサーは、候補者がUTCポリシーのセクション48及び48Dの字義と精神に厳守することを確実にするために、候補者のモニタリング及び研修に対する主要な履行及び結果責任を負うと認めることをここに証明します。

付属書類 5 : 承認

表1 : 要求される承認

オンボーディング		<ul style="list-style-type: none"> • SVP GGR • CVP GEC
更新	重大な変更なし 適格報酬なし	<ul style="list-style-type: none"> • SVP GGR / 被指名人 • CVP GEC / 被指名人
	重大な変更、又は 適格報酬	<ul style="list-style-type: none"> • SVP GGR • CVP GEC

表1の解釈上：

適格報酬とは、月 1.5 万米ドル又は年 18 万米ドル超の報酬（**経費**を含む）をいいます。

付属書類 6：ロビイスト契約（以下「LA」）

#	セクション	一般的題目	詳細
1	一般商業	作業範囲記述書／管轄区域	効果的なモニタリング及び業績評価のために、測定／監査可能な枠組みを提供するのに十分、詳細な作業範囲記述書及び管轄区域
2		報酬	<ul style="list-style-type: none"> すべて：合計最高額、及び報酬種類ごと（該当する場合、月額／年額／契約最高額） 経費：払い戻し可能／不可能の詳細な記載 依頼料：月額
3		支払	<ul style="list-style-type: none"> 手数料の支払方法／タイミング（妥当な場合、マイルストーンを含む）、及び、本ポリシーの付属書類 2のセクション 2 に定める請求書要件の記載 ロビイストの名前で登録された販売地域における銀行口座への電信送金によるもののみ（例外が付与された場合を除く）
4	誓約	企業倫理／コンプライアンス	<p>ロビイストは、無条件で次のことを行うことに合意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 常に、(a) 談合、利益相反、腐敗、及び不正競争を禁じる法律を含む適用法、及び (b) UTC サプライヤー行動規範 を遵守すること、 下記の事項を提案、約束する、提供しようと試みる、又は提供することを常に（直接又は間接的に）控えること： <ul style="list-style-type: none"> あらゆる賄賂支払、又は あらゆる UTC 従業員、顧客、又は政府職員、ロビイストのあらゆる所有、財務上の持ち分、その他の利益（例えば、政府の地位、雇用、コンサルティング、契約）、 LA 期間中に、政府職員 又はあらゆる政府職員の代理人となることを控えること、 UTC の代表に関連するすべての取引及び経費を自身の会計帳簿に直ちに及び正確に記録すること、及び UTC のための業務に関連する、すべての適用登録及び報告要件に従うこと。
5		研修	ロビイストは、すべての必須オンライン研修を完了し、 UTC の合理的な要求に基づきすべての対面研修に参加することに合意する。
6		監査	<p>ロビイストは、UTC がロビイストの次の事項を評価及び検証するために、UTC 又は UTC の権限を与えられた代表者にその稼働現場、社員、及び会計帳簿（閲覧及び複製）に接触する十分な権利を、合理的な通知を持って、提供することに合意する：</p> <ul style="list-style-type: none"> UTC 事業、及び UTC 関連取引に関する会計及び実務、 LA、セクション 48、及び適用法への遵守
7		文書管理	<p>ロビイストは、LA に基づく最終的な支払後 3 年間、又は法律により要求されるより長い期間のいずれか遅い方の期間、UTC 監査権の範囲内ですべての会計帳簿を保持及び保管する。さらに、LA がいかなる理由によっても完全に又は一部、解除される場合、ロビイストは、その結果として発生した最終的解除決裁後 3 年間、解除された業務に関連するすべての会計帳簿を保持、及び保管し、LA に基づく又はこれに関連する請求、紛争又は訴訟若しくは請求決裁に関連する記録は、当該控訴、訴訟又は請求が最終的な解決に至るまで入手可能にしておかなければならない。</p>
8		一般協力	ロビイストは、(a) LA 遵守に対する毎年の証明、及び (b) 法により又は LA の履行のために要求されるその他の文書及び証書を提供及び履行することに合意する。
9	表明と保証		<p>ロビイストは、別紙（Disclosure Schedule）に定める場合、又は書面で UTC に直ちに通知される場合を除き、LA 締結日に及び継続的に、以下のことを明示的に認め、表明及び保証する：</p> <ul style="list-style-type: none"> 質問表及び証明は、GIA の一部として組み込まれ、すべての点において正確である、 記録の所有者は、委託されて又は他者の利益のために、ロビイストの所有権を有していない、 ロビイストも、その役員若しくは従業員も、政府職員 又はあらゆる政府職員の代理人ではない、 いかなる UTC 従業員、顧客、政府、若しくは政府職員もロビイストの所有、財務上の、その他の持ち分を持つことなく、又はその他の方法で、ロビイストによる UTC の代表業務から個人的に利益を得る立場にはいない、 LA 及び実施される業務は、いかなる政府との以前の雇用から発生する、ロビイストの従業員への規制（例えば、「回転ドア」）を含む適用法に違反又は矛盾していない、かつ、将来的にもしない、 ロビイストは、業務を行う、及び UTC を代表するために必要なすべての許可、ライセンス及び権限を保有し、すべての登録及び報告を行っている、 UTC サプライヤー行動規範を読み、理解している、 LA に基づき支払うべき報酬は、ロビイストにより UTC に提供されたサービスのみに対するものであり、適法及び合法的な業務目的のためだけにロビイストにより使用され、 ロビイストは、いかなる賄賂支払も、UTC 従業員、顧客、若しくは政府職員にロビイストの所有、財務上の持ち分、その他の利益（例えば、政府の地位、雇用、コンサルティング、契約）を提案、約束、履行若しくは提供した、又は履行若しくは提供しようと試みたことはない、 UTC は、米国及びその他の国々で報告書及び所得申告書を提出する際、前記の表明及び保証に頼る、 ロビイストは、UTC に提供された質問表、証明、又は前記の表明と保証のいずれかが何かしらの方

			法により、もはや無効又は正確ではなくなった場合、直ちに書面で UTC に通知することに合意する。
10	期間		相互の書面による延長がない限り、自動的に満了となる、有限の期間[最長 2 年]を明示。
11	解除/停止		<ul style="list-style-type: none"> ● 90 日を超えない合理的な事前通知（又は適用法により要求されるその他の最低通知期間）による契約解除、 ● 次の場合の UTC による一方的解除。 <ul style="list-style-type: none"> ○ ロピイスト、又はその取締役、役員若しくは従業員が、何かしらの理由により、管轄地域で又は政府、政府職員、又は顧客にとってペルソナ・ノン・グラータとなった、又は、罪に問われている、又は、政府若しくは政府職員により禁止又は停止されている、 ○ ロピイストが UTC の監査又は調査への協力をしない、又はこれを拒絶することを含むが、これに制限されないロピイストによる LA への違反があった、 ○ ロピイストの表明若しくは保証、質問表、又はいずれかの証明がロピイストによる即時の書面での通知及び修正なしに、もはや有効ではなく、不正確であると UTC が信じる理由がある、 ○ UTC がその裁量により、ロピイストの行為又は LA が米国の法律、その他の適用法に違反又は矛盾していると判断する、 ○ ロピイストが支払不能、破産となる、又は破産管財人の管理下に入る、 ○ (a) LA に重大な悪影響を及ぼす、又は (b) ロピイスト若しくは UTC 従業員に対する利益相反を生み出すと UTC が合理的に判断するような方法でロピイストの所有者が変わる、 ● UTC は、ロピイストによる誓約、表明又は保証の違反による解除の場合に、支払うべき報酬を支払を一時停止又は終了させることができ、及び、誓約、表明又は保証がそのような報酬に関連して違反となったとき、すでに支払われた報酬を回収する権利を一時停止又は終了させることができる、 ● UTC は、LA に基づき支払うべき報酬を、ロピイストによる LA 又は適用法の違反への申立の調査に関して UTC に発生した費用及び損害賠償で相殺することができる。
12	その他	地位 / 非代理店	ロピイスト は、独立請負人である。 LA は、エージェント・プリンシパル（代理人・依頼人）関係を作り出さない。
13		譲渡 / サブコントラクター	ロピイスト は、 LA を譲渡しない、又は、 UTC を代表するために非従業員若しくはその他の 事業体 を、 UTC リーガル・カウンスルの書面による事前同意なしに、使用しないものとする。なお、当該同意は、 UTC の単独の裁量により保留にすることができる。

項目 14 は、米国連邦**政府**契約又は下請契約に関連して**UTC** を代表している**ロピイスト**に対して必須である

14	米国連邦政府契約	米国連邦 政府 契約に適用される法令、及び CPM 4:米国政府との契約における企業倫理及び行動規範の遵守（人身売買対策 UTC コンプライアンス契約 - CPM 4 の付属書類 3 を参照）。ベンダーの遵守不履行という理由による UTC の一方的解除の権利。
----	----------	--